

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	東日本大震災に伴う公共職業訓練(委託訓練)の拡充等		担当部局庁	職業能力開発局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成13年度		担当課室	能力開発課	能力開発課長			
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定		施策名	Ⅱ-1-4 多様な職業能力開発の機会を確保する。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第63条第1項第2号及び第7号 雇用保険法施行規則第125条の2第2号、第126号及び第138条第2号		関係する計画、通知等	第9次職業能力開発基本計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	今般の東日本大震災の影響により、被災3県(岩手・宮城・福島県)を中心にハローワークへの被災求職者数が増加するとともに、震災による風評被害や電力制約の広域化による経済への影響、円高による海外への製造業移転などの動きによって、今後、全国的に雇用の悪化が懸念される中、被災者等をはじめとする離職者の再就職を支援するため、公共職業訓練の規模を拡充する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災地の復旧・復興に必要な人材や、環境・エネルギー分野など成長分野における人材育成を進めていくため、都道府県から専門学校などの民間教育訓練機関や事業主等への委託を通じ、離職者に対し、職業訓練の機会を提供するため、委託訓練の訓練規模の拡充(1.6万人分)を図る。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	32,994	-	-	3,130	36,124			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				
訓練修了者の訓練修了後3ヶ月時点の就職率	%	65.0						
単位当たりコスト	(23年度当初予算186,392円/訓練受講者数1人) 195,635円/訓練受講者数1人		算出根拠	(23年度当初予算32,994百万円/訓練受講者数177,012人) 3次補正予算額3,130百万円/訓練受講者数16,000人				
事業所管部局による点検								
項目			内容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			「東日本大震災からの復興の基本方針※」に基づき事業を実施する。※基本方針5(2)④(i)・・・被災地における当面の復旧作業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充、産業創出を担う人材の育成等を行う。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			被災地においては、復旧作業に伴い建設業を中心に求人数が増加するとともに、震災等の影響によって求職者の増加が見込まれるところであるが、求職者の再就職するためには新たに知識・技能を付与することが必要となるものであり、職業訓練定員の拡充が必要である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			雇用保険受給者等を対象とする公共職業訓練のうち、民間教育訓練機関や事業主などを活用して実施する委託訓練の定員を拡充することによって、多様な訓練コースを整備することができ、訓練を通じて早期の再就職が実現できる点で、効果的である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			これまでも委託訓練修了者の約6割が就職に結びついており、再就職に効果があると考えている。また、民間教育訓練機関や事業主などへの委託による職業訓練は既存の教育訓練資源を活用するものであり、効率的である。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			地域で必要な人材育成のニーズを踏まえ、都道府県(事業費は国が負担)が民間教育訓練機関や事業主に委託して実施する事業であり、国、自治体、民間の役割分担は明確である。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			他に職業訓練を行う事業としては、求職者支援訓練があるが、こちらは雇用保険の失業等給付が受給できない者を対象とするものであり、同給付を受給できる者等を対象とする本事業と整合的である。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			既存のスキームを活用するものであり、補正予算成立後、速やかに都道府県と契約を締結することとしている。また、予算の執行状況及び訓練実績は訓練の実施主体である都道府県から国に報告させることによって、進捗管理を適切に行うこととしている。					

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 ××円/ )」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。